

綾瀬市いじめ防止基本方針

平成 26 年 11 月
(平成 30 年 3 月改定)

綾瀬市・綾瀬市教育委員会

目 次

はじめに	1
I いじめに対する基本的な考え	1
1 いじめの定義と基本認識	1
2 いじめの理解	2
3 いじめの未然防止	2
4 いじめの早期発見・早期解決	3
5 いじめへの対処	3
6 学校・家庭・地域の連携について	3
7 関係機関との連携について	4
II 基本的な取組み	4
1 綾瀬市の取組み	4
2 教育委員会の取組み	5
3 学校の取組み	7
III 重大事態への対処	9
1 重大事態への対処方針	9
2 重大事態の意味	10
3 重大事態発生の報告	10
4 事実関係を明確にするための調査	10
5 いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供	11
6 調査結果の報告	11
7 市長による再調査等	11
8 その他の留意事項	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

綾瀬市ではこれまでも、いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうるものという考え方に立ち、早期の発見と解決に努めるとともに、いかなる理由があっても、いじめを許さないという毅然とした姿勢でその防止と対策にあたってきたところである。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、児童・生徒の尊厳を保持するとともに、学校・家庭・地域その他の関係機関とも連携しながら、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び神奈川県いじめ防止基本方針を踏まえ、法第12条の規定に基づく、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を「綾瀬市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定するものである。

今般、法の施行から3年が経過し、国の基本方針が改定されたことから、その内容を反映させるため、市の基本方針も改定するものである。

I いじめに対する基本的な考え方

1 いじめの定義と基本認識

いじめの定義は、法第2条において規定されており、本市はこれを踏まえて次のとおり取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を利用したいじめを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが重要である。法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、いじめには多様な態様があること及び本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為の起こったときの、いじめられた児童・生徒や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、

「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、部活動あるいは

塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかのつながりを有する関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合、教育的な面や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図ることが重要である。

2 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為であるが、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものであることを理解して対応にあたる。

また、「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。

さらには、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学校全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。具体的には、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

3 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、未然防止の観点が必要であり、すべての児童・生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築することができるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組みを進める。

このため、学校教育活動全体を通じ、すべての児童・生徒に対して「いじめは決して許されない」ことについて理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の

存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。加えて、すべての児童・生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。

4 いじめの早期発見・早期解決

いじめの早期発見は、いじめの解決に向けて迅速に対処する前提となることから、すべての大人が連携し、児童・生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、いじめは周囲からの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域等と連携しながら児童・生徒を見守っていく取組みに努める。

5 いじめへの対処

学校（綾瀬市立小中学校をいう。以下同じ。）は、いじめがあると確認された場合、直ちにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童・生徒に対しては事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的に対処することが必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

6 学校・家庭・地域の連携について

地域社会全体で児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進したりすることが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する仕組みの構築に努める必要がある。

7 関係機関との連携について

学校や教育委員会等においていじめを行っている児童・生徒に対して必要な教育上の指導を実施しているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などは、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携を図る。

このため、学校や教育委員会と関係機関との連絡会議の開催など、情報共有体制の構築を図る。

II 基本的な取組み

1 綾瀬市の取組み

(1) 青少年問題協議会によるいじめ防止対策の連携調整（法第 14 条関係）

- ・ いじめ防止等に向けて、関係機関・団体が連携協力して取組を進めるため、綾瀬市青少年問題協議会が、法第 14 条第 1 項に定めるいじめ問題対策連絡協議会の役割を担う。
- ・ 青少年問題協議会は、市長、市議会議員、関係行政機関の職員、青少年育成団体等の代表及び学識経験者により構成する。
- ・ 青少年問題協議会では、いじめの現状・課題、取組方策及びその検証結果の把握、関係する機関・団体相互の連絡調整等を行う。

(2) 財政上の措置等（法第 10 条関係）

- ・ いじめ防止等のための対策を推進するために、財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

(3) 相談・通報体制の整備（法第 16 条第 2 項関係）

- ・ 児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受ける体制を整備する。

(4) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第 17 条、第 19 条第 2 項関係）

- ・ 児童相談所、法務局、警察等の関係機関や地域との連携強化に努め、各学校のいじめ事案に対処する取組みが円滑に進められるよう支援する。
- ・ 家庭や地域で子どもたちを見守るために、自治会、民生委員・児童委員、青少年健全育成組織等関係団体との連携を深める。

(5) 人材の確保及び資質の向上（法第 18 条第 1 項関係）

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等、いじめ問題に専門性を生かして適切に対処できるよう、必要となる人材の配置又は確保を行うほか、その資質向上に向けた研修の充実を図る。

(6) 広報・啓発活動（法第 21 条関係）

- ・ いじめは、大人全員の課題であるという意識を、家庭や地域など子どもに関わ

るすべての大人たちが共有できるような広報活動に努める。

- ・ 大人が子ども一人ひとりをかけがえのない存在として認め、子どもの悩みを受け止めることの重要性を啓発し、いじめをしない、させない、ゆるさない意識の醸成に努める。

2 教育委員会の取組み

(1) 附属機関の設置（法第14条第3項関係）

- ・ 教育委員会に、市基本方針に基づき実効性あるいじめ防止等の対策を検討協議するための附属機関として綾瀬市いじめ防止等対策委員会（以下「いじめ防止等対策委員会」という。）を設置する。
- ・ いじめ防止等対策委員会は、弁護士、精神科医、発達・心理の専門家及び学識経験者等の専門的な知識及び経験を有する者で構成する。
- ・ いじめ防止等対策委員会は、綾瀬市青少年問題協議会との相互連携をはじめ、いじめの現状・課題の把握、防止対策の検討及び対策の実効性検証、学校におけるいじめに関する通報や相談に関し、第三者機関として当事者間の関係の調整を行うとともに、法第24条にかかる調査又は法第28条に定める重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生防止（「重大事態への対処等」という。以下同じ。）を目的とした調査等を行う。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- ・ 児童・生徒が自己有用感や充実感を感じられるような分かる授業の実践、規範意識及び道徳性を身につけられるような取組の推進に向け、教職員の授業力向上を図るために各学校への訪問指導や研修の充実を図る。
- ・ いじめ問題に適切に対処できる専門的知識や能力の充実向上を図るため、神奈川県教育委員会等と連携し、教職員の研修の充実を図る。
- ・ 児童・生徒が自ら行う望ましい人間関係づくりや自主的・自治的な活動を支援するため、特別活動等の充実を図る。
- ・ 予防的な児童・生徒指導を推進するため、児童・生徒理解をはじめ、カウンセリングやストレスマネジメント等の研修の充実を図る。
- ・ 教職員がインターネット上のいじめの現状などへの理解を深め、トラブルが発生した場合、迅速かつ確実に対応できるよう啓発や研修の充実を図る。

(3) いじめの早期発見のための措置（法16条関係）

- ・ いじめの早期発見に向けて、児童・生徒ひとり一人の心の状態を把握するための「スクールアンケート」や「学級集団アセスメント」等を実施するなど、学校が取り組む定期的な調査その他の必要な措置を円滑に講じることができるよう支援する。

- ・ いじめの早期発見及び児童・生徒の心の安定を図るために、教育相談体制の充実やスクールカウンセラーによるカウンセリングの活用を図る。
- (4) いじめ防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係）
- ・ いじめの未然防止、いじめ事案への対処に関する事例等の情報収集及び検証を行い、その成果を学校現場にフィードバックすることで、学校の取組を支援する。
 - ・ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応等、国や県の調査研究の結果を活用して、いじめ防止等の対策を進める。
- (5) いじめの早期解決のための措置（法第 23 条及び第 24 条関係）
- ・ 法第 23 条第 2 項の規定により、学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じて学校に対して支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、必要な調査を行う。
 - ・ 小・中学校間において、いじめに関わる情報の相互提供や情報収集をきめ細かく行うなど、小・中学校の連携の充実が図られるよう支援する。
 - ・ いじめの問題が複数の学校にまたがる場合でも、学校間が連携していじめに関わる情報を共有し、関係する児童・生徒及びその保護者に対する支援を適切に行うことができるよう指導・助言する。
 - ・ インターネット上で、児童・生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、関係の機関及び学校に情報提供するとともに、学校の対応について指導・助言を行う。
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や所轄警察署への相談など、警察と連携して取り組む。
 - ・ 必要に応じて神奈川県教育委員会へ「学校緊急支援チーム」の派遣を要請し、事案の早期解決を図る。
 - ・ いじめの内容・程度によっては、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童・生徒の出席停止等を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒等が安心して学校生活を送ることができるようにするための措置を速やかに実施する。
 - ・ いじめの加害者である児童・生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童・生徒の立ち直りを支援する。
 - ・ いじめられた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- (6) 家庭（保護者）との連携（法第 17 条関係）

- ・ 家庭における規範意識醸成等のため、保護者に対する啓発又は相談・支援体制の充実を図るとともに、児童・生徒や保護者に対して、いじめの相談・支援窓口の周知を図る。
- ・ いじめ問題に対し、PTA及び学校関係者が連携・協調して取り組む対策の有効性について学校を通じて保護者に伝えていく。
- ・ 家庭において、いじめの早期発見に役立つチェックリスト等について学校を通じて保護者に配付する。

(7) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- ・ 非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、警察、児童相談所及び市青少年所管部署等の関係機関と連携しながら対応する。

(8) 地域との連携（法第 17 条関係）

- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域が組織的に連携・協調する体制を構築する。

3 学校の取組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第 13 条関係）

- ・ 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、この方針に基づいて学校の実情に応じた対策を推進する。

(2) いじめ防止等の対策のための組織（第 22 条関係）

- ・ いじめ防止対策の実効性を確保するとともに、いじめに対する措置及び重大事態への対処等に係る調査を実施するため、「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、学校の管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

(3) いじめ未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- ・ 教職員は、いじめに対する正しい認識を持ち、児童・生徒、保護者及び地域との信頼関係をもとに、いじめ防止等に徹底して取り組む。
- ・ 多面的な児童・生徒理解に基づく信頼関係と予防的な児童・生徒指導を基盤として、いじめを生まない人間関係づくりや学校風土づくりに取り組む。
- ・ 教職員は、わかる授業をめざして授業改善を重ね、児童・生徒が主体的に活動できる授業や行事づくりを行う。

- ・ 教職員は、授業や特別活動の中でいじめ問題に触れ、児童・生徒がいじめは絶対に許されない行為であるという自覚を深める取組を行う。
- ・ 教職員は、自らの言動が児童・生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、常に細心の注意を払って指導等を行う。

(4) いじめの早期発見のための措置（第16条関係）

- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめ認知に努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。
- ・ アンケート調査や個人面談において、児童・生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童・生徒にとっては多大な気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、児童・生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・ 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットや携帯電話を利用したいじめの早期発見に向けた取組を進める。
- ・ いじめの発生が疑われる兆候に気づいたときは、そのままにせずに関係すると思われる児童・生徒に対して、いじめを前提とした適切な対応を行う。

(5) いじめの早期解決のための措置（法第23条関係）

- ・ いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等の対策のための組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
また、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- ・ いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校及び学校設置者の間で情報を共有して対処する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通し、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。
- ・ いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ

毅然とした指導を行うとともに、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。

- ・ いじめへの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組む。

(6) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- ・ いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- ・ 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・ 家庭においていじめの早期発見に役立つチェックリスト等を保護者に配付する。

(7) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、速やかに警察に連絡・通報し、連携した取組や援助を求める。
- ・ インターネットや携帯電話を利用したいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業やNPO等との連携による携帯電話教室や講演会の実施等必要な情報提供や啓発活動を行う。
- ・ いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成組織等関係団体の協力を得るための連携を図る。

(8) 地域との連携（法第 17 条関係）

- ・ 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の組織・団体、施設や事業所、NPO等地域の人々と児童・生徒がふれあう機会を増やす。
- ・ 子どもに係わる課題の解決に向け、学校と保護者、地域がより連携協力した学校づくりを進める。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態への対処方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはならない。しかしながら万一、重大事態が発生した場合、いじめを受けた児童

・生徒の心身の安全の確保を最優先に取り組むとともに、いじめに係る事実関係を徹底的に解明する。

また、いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対しては、その心情に十分に寄り添って支援する。いじめを行った児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導する。

2 重大事態の意味

(1) 重大事態とは（法第 28 条関係）

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

- ・ いじめを受けたことにより、児童・生徒が自殺を企図したとき、身体に重大な傷害を負ったとき、金品等に重大な被害を被ったとき及び精神性の疾患を発症したとき又はこれらの事態の発生が疑われる場合。
- ・ いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき又はその疑いがある場合。この場合において、相当の期間とは年間 30 日間を目安とする。ただし、連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず重大事態として対応する。

(2) 重大事態の申し立て

- ・ 児童・生徒や保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという通報又は申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

3 重大事態発生時の報告（法第 30 条関係）

重大事態が発生した学校は、その時点で把握できた状況を含め、その旨を速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。

重大事態発生時の報告を受けた教育委員会は、その旨を県教育委員会に報告する。

4 事実関係を明確にするための調査（法第 28 条第 1 項関係）

重大事態への対処等の調査の実施主体については、重大事態発生等の通報又は申し立ての内容等を考慮して教育委員会が判断する。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと認められるとき又は学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると認められるときは、自ら調査を実施する。

なお、教育委員会は、法第 23 条第 2 項の規定に基づき学校からいじめに関する報告があったときは、必要に応じて調査資料の再分析や新たな調査を行う。

(1) 学校が調査主体となる場合

- ・ 学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめ防止等の対策のための組織」が主体となって実施する。
- ・ 教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や専門家の派遣等の人的措置も含めた支援を行う。

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 教育委員会が行う重大事態への対処等にかかる調査は、いじめ防止等対策委員会が行う。
- ・ いじめ防止等対策委員会の構成員のうち、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は、調査から除外する。この場合、必要に応じて、調査を実施する専門家を補充して実施することができる。

5 いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供（法第 28 条第 2 項関係）

- (1) 学校又は教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行う。
- (2) 情報の提供に当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシー保護への配慮に留意して行う。
- (3) 調査対象の在校生や保護者に対しては、当該調査の実施に先立ち、調査のため実施したアンケートの結果について、個人のプライバシー保護に配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを説明する。

6 調査結果の報告（法第 30 条関係）

いじめの重大事態に係る調査結果は、学校が実施したときは、教育委員会を通じて、教育委員会が実施したときは、直接、市長に報告する。

いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果報告に添える。

そのため、調査を実施する教育委員会又は学校は、予めそのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておく。

7 市長による再調査等（法第 30 条第 2 項及び第 3 項）

(1) 再調査の実施

重大事態についての報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、報告に係る重大事態への対処等のため必要があると認める場合は、再調査を行う。

(2) 調査結果の報告

重大事態への対処等について実施した再調査の結果については、市議会に報告する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処等のための再調査の結果を踏まえて、指導主事や心理の専門家の派遣による重点的な支援その他必要な措置を講じる。

8 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、法及び法第11条に基づく「国の基本方針」に準じて取り扱う。

綾瀬市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月	平成26年11月
一部改定	平成30年3月